

# 音更町事業承継支援事業補助金

## 中小企業の円滑な事業承継を支援します！

事業承継を円滑に進めるためには、相当な準備期間と自社の状況に応じた適切で着実な取組が必要となります。そこで、後継者問題等の課題を解決するために要する費用の一部を助成します。

1 事業者当たり 最大 **50万円** ※予算がなくなり次第終了します。

### 補助対象者

町内で事業を営む中小企業者のうち、**町内に登記上の本店がある法人**で、**事業承継を行おうとするもの**

### 補助要件

次のいずれかに該当するものは交付対象外になります。

- ①農林業者
- ②政治・経済・宗教上の組織または団体
- ③市町村税（国民健康保険税を除く）の滞納がある者。ただし、町長が特に認める場合を除きます。
- ④風俗に関する営業を行う者
- ⑤暴力団または暴力団員など
- ⑥その他町長が不相当であると認める者

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期診断</li><li>・ 課題分析・コンサルティング</li><li>・ 税制申請に係る経費</li><li>・ 株価など企業価値の算定</li><li>・ 事業承継計画の作成</li><li>・ 仲介・マッチングの登録</li><li>・ 仲介委託契約等</li><li>・ その他必要と認められる経費</li></ul>	<p>補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。</p> <p>ただし、概算払いについては、対象経費の4分の1以内で25万円を限度とする。</p>

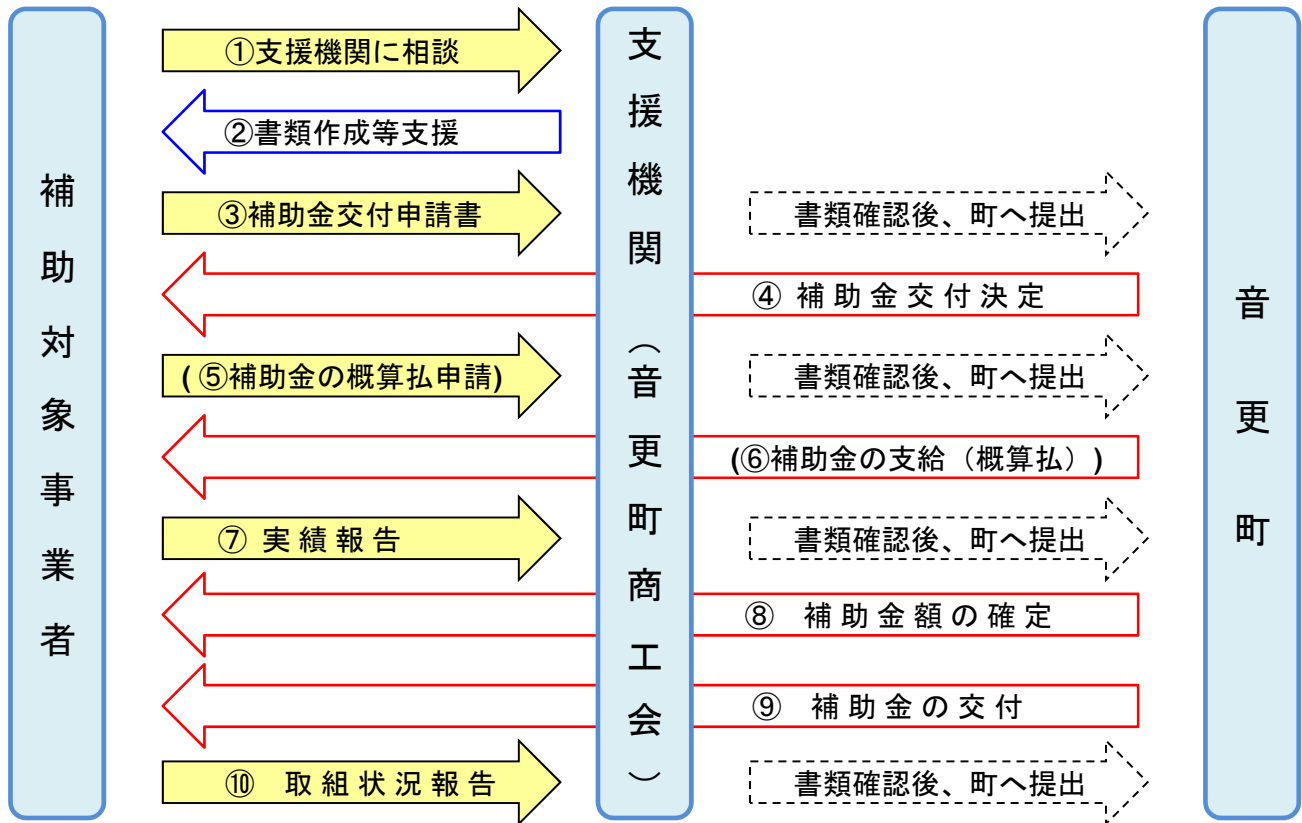
### 申請方法など

申請書類に記入・押印し、必要書類を揃えて**音更町商工会**に申請してください。

- ・ 事業計画などについて、**事前に音更町商工会にご相談**ください。

申請に必要な書類などは裏面をご覧ください。

## 補助金交付までの流れ



- ・補助事業は3月末までに完了する経費を対象とし、翌年度の4月20日までに実績報告書を提出していただきます。※補助申請の期限は2月末です。
- ・補助申請年度内に事業承継が完了しない場合は、補助申請年度以後の3年間、各年度の事業承継に係る取組状況について、翌年度の4月20日までに報告していただきます。

### 申請時に必要な書類

- ①補助金等交付申請書（規則第1号様式）
- ②事業計画書（第1号様式）
- ③誓約書兼同意書（第2号様式）
- ④補助対象経費に係る見積書などの写し  
(委託する業務内容がわかるもの)
- ⑤履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）又は税務署受付印のある直近の確定申告書写し（別表1、別表2、別表4）
- ⑥その他町長が必要と認める書類

### 実績報告時に必要な書類

- ①補助事業等実績報告書（規則第9号様式）
- ②補助事業実施報告書（第3号様式）
- ③補助対象事業に係る契約書等の写し
- ④補助対象経費に係る領収書等の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類

### 事前相談や申請書類の提出先

〒080-0101 音更町大通6丁目6（プロスパ6 2階）

音更町商工会 0155-42-2246 【平日8:45～17:30】

※当該年度分の申請期限は、2月末日です。



詳しくは、  
音更町ホームページへ